

別紙

令和6年度 通学許可区域

市（郡）	通 学 許 可 区 域	〔令和5年9月現在の 校区で示しています。〕
広島市	中 区	全ての小学校区
	東 区	福木、上温品、戸坂城山、東淨小学校区を除く全ての小学校区
	南 区	似島小学校区を除く全ての小学校区
	西 区	己斐東、山田、鈴が峰、井口、井口明神、己斐上、井口台小学校区を除く全ての小学校区
市	安佐南区	中筋、古市、祇園、長束、原、原南、東野小学校区
安芸区		瀬野、中野東、畠賀、阿戸、みどり坂小学校区を除く全ての小学校区
安芸郡	府中町、海田町、坂町内の全ての小学校区	

注意

- 本校では通学上の安全確保のため、通学許可区域を決めています。したがって上記の通学許可区域に、現に居住している方、または令和6年4月1日までに居住する方以外の願書受付はお断りします。
- 上記通学許可区域は、卒業時まで遵守していただきます。
〔卒業時までに、通学許可区域外から通学していることが判明した場合
には、速やかに転校していただきます。〕
- 通学方法は、徒歩または、公共の交通機関の利用に限ります。自家用車、タクシーでの通学は認めません。